

2008年8月1日

大幅に後退した高裁判決の 破棄を求めて最高裁へ

情報公開市民センター

一審の東京地裁で、ほぼ全面勝訴した外務大臣に対する「機密費」の情報公開請求訴訟だが、二審の東京高裁判決（2008年1月31日）では、勝訴とはなかったが、開示の範囲は大幅に縮小した。

（1）機密費情報の開示は、高裁で大幅に後退

原告の情報公開市民センターが開示を求めた「報償費」（「機密費」）の支出案件（決裁文書）1069件について、その多くについて支出日と支出金額については開示を命じたが、請求書や領収書については、いずれも非開示でよいとするものであった。

判決の主文は、次のようなものであった。

① 海外の在外公館に属する外交官等が情報収集の対価として支払った支出決裁文書（64件）については全面不開示

② 同じく在外公館の外交官や外務省本省官房の職員等による情報収集や外交交渉のための相手方との会合・会食（「直接接触」）の経費の支出決裁文書（895件）については、金員の支出日、金額についてだけ開示（請求書、領収証等は不開示）

③ 在外公館員が、外交活動の準備や対応のため国会議員をはじめ邦人と会合・会食（「間接触」）した経費の支出決裁文書（58件）については、会合の目的や出席者、支払日、金額等は開示（請求書、領収書は不開示）

④ 外務省が既に部分開示を行っていた大規模レセプションの経費やワイン購入費、日本画の購入費などの「5類型」の支出決裁文書（52件）については、レセプション出席者や各支出の支払先、請求書、領収書等を除き開示、というものであった。

高裁判決によれば、情報収集の対価として支払われたものを除き、外務省が支払った金員の額と支払日は開示を命じたが、会合や参加者の安全確保の観点からとして、会合の場所が明らかになる請求書、領収書の開示を認めなかったということである。

この判決は、外務省が「直接接触」と説明した活動の経費支出に関しては、国民の知る権利は、報償費の1件ごとの金額と使用日だけとしたのである。そして、「間接触」と説明した邦人との会合・会食等の経費については、「出席者」と「会合の目的」の開示までは認めた。しかし、請求書・領収書については、いずれも安全確保の支障となるとして開示を認めなかった。そして、「直接」、「間接」という区分すら、外務省の言うなりのものなのである。一審の大門判決に比べれば大幅な後退である。

（2）機密費以外の外交活動は、会食を含めて情報開示

海外の外交官は任地で様々な要人等に接触して情報収集や外交交渉を行っているが、その経費として使われている「在外公館交流諸費」の支出決裁文書では、会合の目的や双方の出席者のかなりの部分が開示され、会食場所のレストラン等が発行した領収書は例外なく開示されている。例えば、平成11年1月に、日本の重家公使が、米国大統領補佐官とジェファーンソン・ホテルで日米関係の懇談を行ったことも開示されているのである。

もう一つの大きな争点であった、外国訪問中の国会議員に対する在外公館の接待費の公開である。これを長い間「報償費」で賄ってきた外務省は、頑なに開示を拒んできた。外務省の大不祥事を経て、平成14年度以降は、国会議員に対して行った「便宜供与」としての会食の提供の経費支出は「要人外国訪問関連庁費」に支出科目が変更され、ほとんど開示されるようになった。レストラン等の領収書も含めてである。

市民センターは、「在外公館交流諸費」にしても、平成14年度以降のいわば議員接待費にしても、こまめに情報公開請求を続けて資料収集を行ってきた。市民センターは、控訴審において、120頁に及ぶ最終準備書面で、こうした周辺の開示状況を主張し、平成14年度以降は、訪米した川口外務大臣が米国大統領リンゼー補佐官とおこなった会食情報（「直接接触」）を開示している資料も提出した。

「在外公館交流諸費に準じて開示すべきである」と主張し、「直接接触も平成14年度以降は開示されているから、これに準じて開示せよ」と主張した。こうして控訴審では一審以上に証拠を積み上げたのであるが、前述のように、開示範囲は大幅に後退したのである。

（3）判断を回避した高裁判事たち

神聖不可侵として「機密費」の上に胡坐をかいて、勝手放題に使ってきた外務省幹部らの横っ面を張ったくらいの効果はあるにしても、高裁が認めた外務省の壁ののぞき穴は、余りに小さい。

どうしてこのような結論が導かれたのか。判決を読んで驚いた。市民センターが主張した「在外公館交流諸費に準じて開示すべきである」との主張に対しては判断が示されていない。「平成14年度以降の要人外国訪問関連庁費の開示状況」については「事実の摘示」にも取り上げていない。明らかに判断の脱漏がある。

一審・大門判決のように、われわれの主張をまともに取り上げて回答をすれば、ほぼ同様の結論に至るはずである。高裁の裁判官たちは職責を放棄し、判断を回避してしまったのである。

市民センターでは、平成20年4月4日、上告と上告受理申立を行った。上告理由書と上告受理申立書では、こうした裁判所の判断の脱漏や判断の回避を指摘、主張している。

外務大臣も上告している。これから最高裁での戦いが始まる。